

新型コロナウイルス感染症

岩手警戒宣言

令和4年1月8日

岩手県

1 県民の皆様、来県された皆様へのお願い

(1) 基本的な感染対策の再徹底

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の再徹底をお願いします。

職場の同僚や友人など親しい間柄であっても、感染対策の徹底をお願いします。

特に重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等※）や、幼稚園・保育園・小学校に通う子どもの同居家族の方は一層の注意をお願いします。

- ・ 飛沫防止効果の高い不織布マスク等を正しい方法で着用する。
- ・ こまめな手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する。
- ・ ワクチン接種後もマスクを着用する。
- ・ 近距離での会話や大声での発声等を避ける。

※ 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等）

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方です。

重症化のリスクとなる基礎疾患等には、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満、喫煙があります。

出典：「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識（2021年12月版）」（厚生労働省）

1 県民の皆様、来県された皆様へのお願い

- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける。
- ・ 毎日の健康確認。体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診する。
- ・ 密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの要素を伴う会合等を回避する。
- ・ 会食は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。
- ・ 感染対策が整っている「いわて飲食店安心認証」店の利用を推奨します。
- ・ 他の都道府県から岩手県に来県された方は、来県後2週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等を継続※する。

※ それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続

例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も2週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。（一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。）

1 県民の皆様、来県された皆様へのお願い

(2) 感染が拡大している地域との往来

感染が拡大している地域との往来は慎重に判断するようお願いします。

移動先の感染状況や、都道府県の要請内容を確認し、慎重に行動するようお願いします。

まん延防止等重点措置区域

広島県、山口県、沖縄県

直近1週間の新規患者数(対人口10万人)が、15人以上の地域※

東京都、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、広島県、山口県、沖縄県

※ 1月7日現在の状況。岩手県新型コロナウィルス感染症対策本部調べであり、県ホームページで公開しています。

2 事業所・飲食店等・学校・医療機関へのお願い

(1) 事業所へのお願い

- ・従業員の健康状態を記録する。
- ・発熱等症状のある従業員は出勤せず、早期に医療機関を受診する。
- ・昼食時、休憩時を含めて会話時のマスク着用を徹底する。
- ・休憩室、更衣室においてもマスク着用を励行するとともに、密が生じないような過ごし方を徹底する。
- ・食堂、喫煙室では、マスクを外した会話とならないよう注意する。
- ・在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤等により、人の接触を低減する。
- ・オンライン会議の活用等により、出張機会を低減する。

2 事業所・飲食店等・学校・医療機関へのお願い

(2) 飲食店・宿泊施設などへのお願い

- ・宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗は、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守を徹底する。
- ・宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗を利用する場合は、店舗等の感染対策の取組へ協力する。
- ・飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報を記録する。
- ・「いわて飲食店安心認証」の取得に取り組む。

2 事業所・飲食店等・学校・医療機関へのお願い

(3) 学校へのお願い

(県立学校)

- ・ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえ、基本的な感染防止対策を継続する。特に児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」を伴うものについては、感染防止対策を徹底する。
- ・ 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）については、十分な感染防止対策を行った上で実施する。
- ・ 部活動は、十分な感染防止対策を行った上で実施することとし、県外の学校と行う練習試合等は、事前に遠征先の地域の感染状況や制限等を確認し、慎重に判断する。

(市町村立及び私立の小学校・中学校・高等学校)

- ・ 県立学校の取組に準じて対応する。

2 事業所・飲食店等・学校・医療機関へのお願い

(4) 医療機関へのお願い

- ・ 発熱等の症状のある方に対して積極的な検査を実施する。

3 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

- ・ 感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。
- ・ 医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さんに、感謝と思いやりの気持ちをもって応援してくださいるようお願いします。
- ・ 新型コロナワクチンは、本人の意志に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や、接種を受けていない方への差別的な扱いをすることの無いようお願いします。